鹿児島工業高等専門学校同一試験問題使用有無の確認方法に関する申合せ

令和７年８月26日
教務委員会承認
令和７年９月２日
専攻科委員会承認

（目的）

１　この申合せは、鹿児島工業高等専門学校における適切な試験問題の作成に関する要領に定める同一試験問題使用有無の確認について、手順を明確にすることを目的とする。

（定義）

２　この申合せにおいて「各種試験」とは、定期試験、中間試験、追試験、再試験、追評価試験、及び再評価のために行う試験をいう。

３　この申合せにおいて「同一問題」とは、一字一句同一の問題、及び本質的に同一の内容であると判断できる問題をいう。本質的に同一の内容とは、数値が異なるが同じ計算を要求する場合、問題文の順序が変更されているが本質的に変わらない場合、問題文や選択肢が部分的に改変されているが本質的に変わらない場合などをいう。

４　この申合せにおいて「同一試験問題」とは、ある科目で実施した年度内の各種試験を比較して、いずれかの試験間で同一問題が８割以上あった場合、及び年度内に実施した各種試験と前年度に実施した各種試験を比較して、いずれかの試験間で同一問題が８割以上あった場合をいう。

（手順）

５　教務委員は、年度内に実施する全科目数の３分の１を選択し、同一試験問題使用有無の確認対象科目（以下、確認対象科目とする。）として決定する。

６　教務委員は、確認対象科目の担当者へ各種試験問題の提出を依頼する。

７　確認対象科目の担当者は、確認対象年度及び前年度に実施した各種試験問題を準備し、同一問題以外に印を付した上で教務委員へ提出する。

８　教務委員は、第７項で提出された各種試験問題を点検し、同一試験問題に該当するか否かを判断の上、教務委員会へ報告する。教務委員が同一試験問題に該当するか否か判断できない試験問題については、教務委員会で確認のうえ判断する。

（同一試験問題の対応）

９　教務主事は、第８項で同一試験問題を使用したと判断した科目の担当者に再発防止策の提出を指示する。

10　第９項で指示を受けた科目担当者は、速やかに再発防止策をまとめ教務主事へ提出する。

11　教務主事は、提出を受けた再発防止策を点検し、必要に応じて再提出を指示することができる。

（報告）

13　教務主事は、提出を受けた再発防止策を教務委員会へ報告し、必要に応じて学内へ共有することで同一試験問題使用の再発防止を図る。

14　教務主事は、同一試験問題の発生件数と再発防止策を運営会議で報告する。

（雑則）

15　本申合せは専攻科においても準用する。この場合において、「教務委員」とあるのは「専攻科委員」と、「教務委員会」とあるのは「専攻科委員会」と、「教務主事」とあるのは「専攻科長」と読み替えるものとする。

附　則

この申合せは、令和７年９月２日から施行し、令和７年４月１日から適用する。